

放送大学オンライン教育センター規程

平成29年3月28日

放送大学規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学則（平成22年放送大学規則第1号）第5条の2第2項の規定に基づき、放送大学オンライン教育センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、放送大学におけるICTを活用した教育（以下「オンライン教育」という。）の推進を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 オンライン教育に係る調査研究に関すること。
- 二 オンライン教育に係る教材等の開発及び制作に関すること。
- 三 オンライン教育に係るシステム等の開発、運用及び管理に関すること。
- 四 オンライン教育の運用の支援に関すること。
- 五 その他オンライン教育の推進に関すること。

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第5条 センターに、センター長の職務を補佐するため、副センター長を置く。

- 2 副センター長は、事務局長をもって充てる。

(オンライン教育委員会)

第6条 センターに、センターの運営に関する重要な事項を審議するため、オンライン教育委員会を置く。

- 2 オンライン教育委員会に関し必要な事項については、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、情報部オンライン教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 放送大学教育支援センター規程（平成25年放送大学規程第1号）は、廃止する。